

3 廃棄物搬入時の手順及び注意事項等

(1) 廃棄物搬入時の手順及び注意事項

ア 処分場での搬入手順、搬入時の注意事項

＜処分場での搬入手順＞				
休業日	日曜日、土曜日、祝日、 年末年始(12/31～1/3)	受入時間	開始 8:30	受入時間内に入・退場 できるような時間に余 裕を持って来場くだ さい。
			昼休み 12:00 ～ 13:00	
			終了 (現金支払いの場合) 15:30 (後納支払いの場合) 16:00	
① 車両待機	車両待機場で荷台のシート掛け等を自ら外し、積載廃棄物が確認できる状態にしてください。			
② 搬入物検査	燃え殻、汚泥、鉋さい、ばいじん		その他管理型(廃石膏ボード等)、安定型廃棄物	
	抜取検査台に進行し、目視検査及びサンプリング 検査を受けた後、計量器に進行してください。		計量器に進行し、ビデオモニターによる目視検査 を受けてください。	
搬入物検査の結果、受入が不適当と判断された場合、搬入物を持ち帰っていただきます。				
③ 計量 (トラック等) 書類提示	計量器では車両から降り、管理事務所の受付に次の書類を手渡してください。 ☆ 産業廃棄物搬入確認書 ☆ 車検証 ☆ 産業廃棄物管理票及びその写し(委託により運搬する場合に限る)			
	書類不足の場合、搬入物を持ち帰っていただきます。			
④ 搬入及び投入	係員の指示に従い、運搬車両を搬入場所まで移動し、積載廃棄物を自ら投入してください。			
	投入時にその廃棄物の受入が不適当と判断された場合、係員の指示に従って投入物を持ち帰 っていただきます。また、以降の搬入も停止させていただきます。			
⑤ 支払い等	投入後再び計量器で車両重量(空車)を計測し、管理事務所のレジにて処分費用の手続きをします。			
	現金支払いの場合		後納支払いの場合	
	処分費用を支払い、領収書を受け取ってください。 また、下欄の書類も受け取ってください。		下欄の書類を受け取ってください。 なお、支払いについては9ページ(5)参照。	
＜レジにて受け取る書類(共通)＞ ☆ 産業廃棄物搬入確認書(控え用) ☆ 計量伝票 ☆ 車検証[返却] ☆ 産業廃棄物管理票[押印後返却](委託により運搬する場合に限る)				
⑥ 退出	指定された経路で速やかに退出してください。 退出の際、洗車場でタイヤの付着物を洗い落としてください。			
搬入確認書の返却	実際の搬入回数が届出よりも少なく、搬入確認書が余った場合、最後の搬入時にその余りを管理事務所の受付に返却してください。 例：5回搬入と届け出たが、実際は3回搬入で済んだ。→3回目の搬入時に余った搬入確認書2枚を返却する。			

＜搬入時の注意事項＞

注意事項が守られなかった場合、搬入廃棄物の受入を認めません。

搬入する産業廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ★ 受入基準に不適合のものは搬入しないでください。 ★ 産業廃棄物継続搬入届出書により届け出た産業廃棄物以外は搬入しないでください。 ★ 安定型産業廃棄物に管理型産業廃棄物を混載しないでください。 ★ 種類が異なる管理型産業廃棄物を混載しないでください。 ★ 燃え殻、汚泥、鉋さい及びばいじんの搬入の場合、埋立承認期限が切れているものは搬入しないでください。(埋立承認については13ページ(1)参照)
搬入時に必要な書類	<ul style="list-style-type: none"> ★ 次の書類を持参して搬入してください。 ☆ 産業廃棄物搬入確認書 ☆ 車検証 ☆ 産業廃棄物管理票及びその写し(運搬を委託する場合に限る)
搬入車両等	<ul style="list-style-type: none"> ★ 原則として搬入物が容易に確認でき、ダンピングができる車両で搬入してください。 バック車やバキューム車での搬入はできません。 荷姿としてフレコンバッグ詰めも避けてください。 (これら要件を満たさない車両等での搬入を希望の場合、あらかじめ産業廃棄物対策課に相談してください)
場内の通行等	<ul style="list-style-type: none"> ★ 処分場までの運搬では、一般の交通ルール及び廃掃法の運搬基準を遵守してください。 ★ 受入時間(上表参照)は厳守し、処分場周辺で車両の待機・駐車は絶対しないでください。 ★ 処分場敷地入口では、産業廃棄物搬入確認書を係員に提示してください。 ★ 場内の交通ルール(制限速度、一時停止、搬入経路)を厳守してください。特に、ゲート付近の通行は危険ですので、一時停止し、徐行運転してください。 ★ 処分場内で故意または過失により処分場施設や第三者に損害を与えた場合、原因者の責任で賠償をしていただきます。 ★ その他処分場内では、係員の指示に従ってください。

イ 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の取扱い

<p>産業廃棄物管理票 （マニフェスト）</p>	<p>搬入を収集運搬許可業者（以下「運搬業者」という）に委託する場合に必要となります。</p> <p>排出事業者は運搬業者に産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）を交付し、運搬業者は南本牧処分場（横浜市長）に（排出事業者から交付された）マニフェスト及びその写しを提出しなければなりません。これを受け、南本牧処分場はマニフェストに必要事項を記入して運搬業者に回付しますので、運搬業者は排出事業者に（南本牧処分場から回付された）マニフェストの写しを送付してください。</p>
<p>産業廃棄物管理票の写し</p>	<pre> graph TD DS[排出事業者] -- 交付 --> CY[運搬業者] CY -.-> ① マニフェストの提出 NBM[南本牧処分場 (横浜市長)] CY -.-> ② 写しの提出 NBM NBM -- ① --> C1[C1 票] NBM -- ② --> B1[B1 票 (C2 票も兼用)] B1 -- 必要事項を記入後、回付 --> CY CY -.-> 写し A[A 票] B1 -.-> 写しの送付 B2[B2 票 (D 票も兼用)] </pre>
<p>注1) 南本牧処分場での産業廃棄物処分においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という）に規定されるマニフェスト交付義務は、運搬業者への運搬委託のみに課せられており、南本牧処分場への処分委託には課せられません（法規則第8条の19第1号）。ただし、横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（以下「条例」という）第38条の規定により、南本牧処分場へのマニフェスト提出等が課せられています。</p> <p>注2) A票（交付マニフェストの写し）は5年間の保管が必要です。（法規則第8条の21の2）。</p> <p><マニフェストの入手先> ★(社)神奈川県産業廃棄物協会 ★(社)神奈川県建設業協会 [建設系の場合に限る。]</p>	

ウ 石綿含有産業廃棄物の搬入要領

(ア) 石綿含有産業廃棄物の定義

工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた廃石綿等以外の産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1パーセントを超えて含有するもの。(吹きつけアスベストなどは石綿含有産業廃棄物ではなく特別管理産業廃棄物の廃石綿等に該当し、南本牧廃棄物最終処分場へは搬入できません。)

(イ) 石綿含有産業廃棄物の判定調査方法

- a 解体又は改修する建築物の設計図書により建材を確認すること。
- b 解体又は改修する建築物に関わった設計士、建設業者、建材メーカー等へ問い合わせること。
- c 解体又は改修する建築物の現地確認し、材質やaマーク ※2 有無を確認すること。
※2 アスベスト含有建材であることを示す **a** (20mm角) の表示。建材メーカーが平成元年7月製造分より自主的に表示。
- d 必要な分析を実施すること。ただし、分析を実施しない場合は、アスベスト成形物と判定すること。

(ウ) 石綿含有産業廃棄物の分別等

建築物の解体工事又は改修工事により石綿含有産業廃棄物を撤去する場合、他の廃棄物と分別して取扱うこと。

※これに伴い、産業廃棄物継続搬入届出書も、他の廃棄物と別に作成してください。

石綿含有廃棄物等処理マニュアル(第2版)

平成23年3月31日付環境省通知によるもので、石綿含有産業廃棄物の撤去、解体現場での保管、収集運搬の留意事項及び中間処理等の方法が示されています。分別以外にも、この指針に沿って各作業を実施してください。

[標記マニュアルは次のURLのHPを参照のこと <http://www.env.go.jp/recycle/misc/asbestos-dw/>]

(エ) 石綿含有産業廃棄物の搬入届出

- a 石綿含有産業廃棄物の搬入届出は、アスベストを含まない安定型産業廃棄物の搬入届出と別に行うこと(石綿含有産業廃棄物とそうでないものは、搬入届出書を分けて提出すること)。
- b スレート瓦やサイディングなど、その形状から石綿含有産業廃棄物に該当するおそれがあるもの(以下「石綿含有産業廃棄物のおそれがあるもの」という)であって、アスベストを含有していないものの搬入を届け出る場合、これを証明する書類(アスベスト含有試験の結果報告書など)を添付すること。

アスベストを含んでいないことが証明されなければ含有するものとして扱います。

(才) 石綿含有産業廃棄物の搬入方法等

a 搬入量

100 t / 年・社 以下

b 搬入時間

南本牧廃棄物最終処分場における産業廃棄物の取扱時間に同じ。

c 運搬方法

(a) 石綿含有産業廃棄物を 他種類の廃棄物と混載しないこと。

(b) 搬入車両は4 t車以下 とすること。

(c) 荷姿は 袋詰め とし、次の事項を守ること。

- ① 石綿含有産業廃棄物を湿潤させた上で、袋に詰めること。
- ② 袋の形状及び搬入時の状態は、次のとおりとすること。
 - ・ 袋の大きさは、90 リットル以下とすること。
 - ・ 袋の材質は、プラスチック素材とすること。
 - ・ 通気性のあるもの（例：土のう袋）を使用する場合は、袋ごと湿潤させた状態とすること。
 - ・ 通気性のないもの（例：ビニール袋）を使用する場合は、袋詰めの廃棄物が水中に投げられて浮遊することがないように措置を講ずること。
- ③ 袋詰めしたものは、結んだり、テープで止めたりして口を閉じること。
- ④ 運搬途中又は荷降し時に袋が破れたり、アスベストが飛散したりすることがないように、十分な強度があるものを使用し、乱雑に積載しないこと。
- ⑤ 荷降し作業は、投入場所などについて現場係員の指示に従うこと。

(力) 搬入物検査及び違反時の措置

a 本市又は公益財団法人横浜市資源循環公社の職員による搬入物検査が実施された場合、石綿含有産業廃棄物の積載有無に関わらず、必ずこれを受けるものとする。

また、袋詰めしたものを2段以上で積載した場合、下部の袋詰め状況の検査も受けるものとし、この際、上部に置かれた袋詰め物の移動作業は運搬者（運転手）が行うものとする。

b 届出内容に反し、石綿含有産業廃棄物のおそれがあるもの（スレート瓦やサイディングなど）の搬入が確認された場合（一部混入している場合も含む）、当該車両の搬入物は処分場にて受け入れないものとする。また、アスベスト含有のおそれが解消されるまでの間、以降の全ての搬入を一時停止とし、新規の搬入届出も受け付けられないものとする。

c オの事項について違反が確認された場合、当該車両の搬入物は処分場にて受け入れないものとする。また、違反再発防止策が講じられたと本市が認めるまでの間、以降の全ての搬入を一時停止とし、新規の搬入届出も受け付けられないものとする。